

はじめに

農業以外の他産業では、「リスクアセスメントに基づく安全対策」は、今や定番の安全対策の手法として用いられている。では、この「リスクアセスメント」の手法を日本の農作業事故対策にどのように生かすことができるであろうか。リスクアセスメントをするためには、

「リスクの特定」、
「リスクの頻度」、
「リスクに基づく事故の重症度」

を明らかにする必要がある。しかしながら、農作業事故においては他産業の労災のごとく詳細な事故実態が明らかにされている訳ではなく、これら3つの因子が明確ではない。

特に農業は他産業と異なり、
「同一条件」で、
「同一作業」を
「繰り返し行う」ことが
少ない。そのため事故に至るリスクの羅列は可能であるが、リスクが必ずしも系統的に発生する訳ではなく、「リスクの特定」はかなり困難である。

また、「リスクの頻度」については、ある作業、例えば荒起こしが年間何時間行われ、その作業の単位時間当たりに事故が何件起こっているかを明らかにする必要がある。しかしながら、作業時間調査やその中でのリスクの発生頻度を明らかにした調査は現存しない。つまり事故率が不明であり、他産業における「事故率」の考えを援用することができず「リスクの頻度」が明らかになっていない。

また、あるリスクにおける「重症度」についても、ある原因による事故により、怪我の程度がどの程度あった、との報告が無く、ある事故による「重症度」を正しく見積もる方法がない。

以上述べたごとく「リスクの特定」、「リスクの頻度」、「リスクに基づく事故の重症度」を日本の農業で明らかにすることが困難な中で、どのように「農作業におけるリスクアセスメント」にアプローチするかは大きな課題である。

現在、我々の手元に存在する事故調査は、「農水省の農作業における死亡事故調査」であり、また各組織や団体が独自に行ってきた「全共連の生命・傷害共済証書からの事故情報」であり、また平成23年～26年に全国で行った「農作業事故の対面調査」である。

今回は、日本の農業において初めての試みである「農作業におけるリスクアセスメント」をどのように行うのかの基本方針策定が大きな課題であった。そのため先に述べた既存の

調査を利用しつつ、かつ、耕種作業、野菜・果樹、畜産特に牛による事故について、様々な農業現場での聞き取り等を通じて繰り返し議論し、論点整理を行い、日本農業の現状にあったリスクアセスメントをいかに行うかの指針を明らかにしてきた。

なお、ILOの農作業安全の考え方やすでに国として農作業におけるリスクアセスメント」の指針を作成しているアイルランドの指針、さらに日本と同様の農業環境にある韓国農村振興庁の農作業安全の指針は、日本の「農作業におけるリスクアセスメント」の考え方を示す上で大いに参考となった。

今回示す農作業のリスクアセスメントの考え方とチェックリストは、今後現場でブラッシュアップされ、かつその土地にあったアセスメントの作成につながれば幸いである。

さらに、指摘されたリスクの回避ややむを得ず起こる事故の減災対策などについて、これまでの調査を通じて多くの人達の改善、つまりグッドプラクティスが参考となり、今後とも収集が必要である。また、今回日本の農作業で初めて試みた「ヒヤリハット日誌の記帳」も事故回避のツールとして役立つことが示され、今後とも利用が広がることが期待される。

平成28年3月

一般社団法人 日本農村医学会
理事長 早川富博